

庄原市教育委員会告示第8号

庄原市学校適正配置検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成28年3月28日

庄原市教育委員会教育長

庄原市学校適正配置検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 庄原市立小・中学校の適正な規模及び配置について、調査及び検討を行うため、庄原市学校適正配置検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、庄原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の依頼等に応じ、次の事項について調査、検討し、その結果を教育委員会に提言する。

- (1) 庄原市立小・中学校の適正な規模及び配置に関する基本的な考え方
- (2) その他教育長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 保護者代表
- (3) 地域社会関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による提言が終了するまでの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特別な理由があると認めたときは、任期中においても委嘱を解くことができる。

(委員長)

第5条 検討委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により、これを定める。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会議を主宰する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって開くものとする。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。